

丸岡城観光情報センター「丸岡城マチヨリマーケット」内  
テナント運営事業者

## 募集要項



らしさ、かがやく。  
坂井市

## 1. 募集の目的

坂井市では、令和3年度に定めた「丸岡城周辺整備基本計画」に基づき、丸岡城の歴史的・文化的価値を高めながら、地域コミュニティの醸成と周遊性の向上を目指す魅力ある観光地を実現するため、丸岡城周辺の観光まちづくりを進めています。

その一環として、丸岡城周辺の賑わい創出を目的に新たな観光情報センター「丸岡城マチヨリマーケット」を令和7年3月に整備しました。丸岡城マチヨリマーケットでは丸岡城や周辺施設の観光情報発信のほか、市民や来訪者の満足度向上を目的に飲食および物販テナントを併設していますが、このたび前運営事業者の退去に伴い、新たな運営事業者を企画提案により募集します。

## 2. 施設の概要

(1) 施設名称	丸岡城観光情報センター「丸岡城マチヨリマーケット」
(2) 所在地	坂井市丸岡町霞町4丁目12
(3) 延床面積	1,034.25m <sup>2</sup>
(4) 構造	鉄骨造平屋建
(5) 開館時間	午前8時30分から午後5時00分まで
(6) 休館日	年末年始（12月29日～翌年1月3日）

## 3. 丸岡城について

丸岡城は江戸時代以前に築かれた歴史ある城で、国指定重要文化財に指定されています。全国にわずか十二しか残っていない「現存12天守」の一つであり、北陸地方では唯一の現存天守として、今多くの観光客を魅了しています。

昭和23年の福井地震では、天守は石垣もろとも完全に倒壊するという大きな被害を受けました。しかし、倒壊した天守の部材や石垣の石等、当時の主要部材の多くを再利用し、昭和30年に修復を完了。消滅の危機を乗り越え短期間で往時の姿を取り戻した丸岡城は、「奇跡の修復城」と呼ばれ、現在も地元の人々に大切に守られています。

周辺には約400本のソメイヨシノが植えられ、「日本さくら名所100選」にも選ばれる桜の名所です。また「一筆啓上 日本一短い手紙の館」をはじめ、令和6年度には丸岡城マチヨリマーケットが誕生。今年度は天守西側に賑わい創出店舗として蕎麦屋がオープンする等、来訪者の滞在時間の延長や満足度向上のための周辺整備が進められています。

なお、令和8年度から約2年間、丸岡城天守の耐震工事を含む大規模な保存修理を予定しています。工事期間中は天守に足場がかけられ、幕に覆われる期間や立ち入りが一部制限される期間があります。

### 観光客入込数の推移（過去5年間）

時間	令和7年	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
日中	340,000人	203,000人	207,000人	169,000人	172,000人

出典：福井県観光客入込数（推計）

※令和7年は速報値

## 丸岡城周辺で行われる主なイベント

4月	丸岡城桜まつり
10月	丸岡古城まつり
11月	坂井市古城マラソン
3月	ふくい桜マラソン

## 4. 募集の概要

飲食テナントもしくは物販テナント、またはその両方に応募できます。

### (1) 飲食テナント

#### ① 運営条件

項目	内容
運営開始日	決定後、準備が整い次第
運営内容	観光客や施設利用者のニーズを意識した飲食サービスの提供 ※店舗名称、提供メニュー、料金設定等について事前に市と協議すること
休業日・ 営業時間	原則として施設の休館日を除き無休とします ※営業時間は開館時間以外の時間帯も営業可
契約期間	運営開始日から5年間
使用料（家賃）	年額600,000円（月額50,000円） ※光熱水費は別途必要になります

#### ② テナント面積

※別添施設平面図参照

区分	面積	備考
飲食テナント 面積	厨房	27m <sup>2</sup>
	カウンター	20m <sup>2</sup>
	客席	70m <sup>2</sup>
	更衣室	2.5m <sup>2</sup>
	倉庫2	8.8m <sup>2</sup>
	計	128.3m <sup>2</sup>

#### ③ 使用できる設備・備品

項目	内容	備考
設備	厨房空調設備、換気設備	
	給排水設備	床上立上げ配管のみ
	給湯器（プロパンガス）	別途プロパンガス契約が必要
	プロパンガス設備	床上立上げ配管のみ

備品	テーブル・チェア（飲食部分）	数量等は別添施設平面図参照
	冷蔵・冷凍庫	1台、容積503L（冷蔵）、1082L（冷凍）

④ その他の運営事業者による経費負担

項目	内容
厨房設備工事	テナント部分の厨房設備工事 ※給排水は床上接続、電気は壁面コンセント接続
備品・什器	運営に必要となる備品・什器等（点検・維持管理を含みます）
電気料・上下水道料	市が子メーターにて管理し、実績額を請求
プロパンガス使用料	運営事業者がプロパンガス事業者と直接契約
清掃	テナント部分の日常清掃
電話引込工事費・使用料	運営事業者が電話事業者と直接契約
インターネット引込工事費・使用料	運営事業者がインターネットプロバイダと直接契約
各種保険料	運営に必要となる保険料
営業許可に係る経費	運営に必要となる営業許可経費

（2）物販テナント

① 運営条件

項目	内容
運営開始日	決定後、準備が整い次第
運営内容	施設利用者のニーズを意識した物販サービスの提供 ※店舗名称、提供商品、料金設定等について事前に市と協議すること
休業日・ 営業時間	原則として施設の休館日を除き無休とします ※営業時間は開館時間以外の時間帯も営業可
契約期間	運営開始日から5年間
使用料（家賃）	年額1,200,000円（月額100,000円） ※光熱水費を含みます

② テナントの面積 ※別添施設平面図参照

区分	内容	備考
物販テナント面積	93m <sup>2</sup>	床コンセントあり
倉庫1	14m <sup>2</sup>	冷蔵庫2台あり
計	107m <sup>2</sup>	

③ 使用できる設備・備品

項目	内容	備考
備品	商品棚（収納付き）	数量等は別添施設平面図参照

備品	アイランドショーケース	2台、冷蔵冷凍切替可・容積315L
	多段オープンショーケース	2台、冷蔵・容積353L
	冷蔵庫	2台（倉庫内）、容積1647L

#### ④ その他の運営事業者による経費負担

項目	内容
備品・什器	③以外に必要となる備品・什器等（点検・維持管理を含みます）
清掃	テナント部分の日常清掃
電話引込工事費・使用料	運営事業者が電話事業者と直接契約
インターネット引込工事費・使用料	運営事業者がインターネットプロバイダと直接契約
各種保険料	運営に必要となる保険料
営業許可に係る経費	運営に必要となる営業許可経費

## 5. 参加要件

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 福井県内に本社、支社、事業所、営業所等を有していること
- (2) 法人格を有していること
- (3) 類似する店舗等の運営実績があり、安定した経営能力を有していること
- (4) 飲食および物販の運営にあたり、必要となる資格または免許を有していること
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (6) 法人税または消費税および地方消費税の他義務付けられている税を滞納していないこと
- (7) 参加申込書の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと
- (8) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと
  - ① 役員等（役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - ④ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 6. 募集スケジュール

内容	日時
公募開始（公告）	令和8年2月4日（水）
質問書受付期限	令和8年2月10日（火）午後5時
質問書に対する回答期限	令和8年2月13日（金）
参加申込書受付期限	令和8年2月20日（金）午後5時必着
選考会	令和8年2月下旬（予定）
選考結果通知	令和8年3月上旬（予定）
契約締結	令和8年3月上旬（予定）
準備期間	契約締結後から

## 7. 質問の受付および回答

### （1）提出方法

質問書受付期限までに、質問書【様式4】に質問内容を記入の上、電子メールにて提出してください。なお、提出する際の件名は「丸岡城観光情報センター内テナント運営事業者募集に関する質問（業者名）」としてください。

### （2）電子メール提出先

kankou@city.fukui-sakai.lg.jp

### （3）回答方法

質問および回答については、質問書に対する回答期限までに市ホームページにて掲載します。

### （4）留意事項

- ① 電話やファクス等、様式以外の方法での質問は受け付けません
- ② 審査に関する質問は受け付けません

## 8. 参加申込書の提出

### （1）提出書類および部数

次の書類について、各1部を提出してください。

提出書類	留意事項
参加申込書【様式1】	事業計画書を兼ねる 別紙（任意様式）による企画提案資料の提出も可
収支計画書【様式2】	
誓約書【様式3】	印鑑は実印を押印すること
履歴事項全部証明書（写し可）	発行後3カ月を超えないもの
直近1カ年分の貸借対照表および 損益計算書（写し）	

### （2）提出方法

持参または郵送にて提出してください。

① 持参の場合

平日の午前9時00分から午後5時00分までの間に持参してください。

② 郵送の場合

封筒に「丸岡城観光情報センター内テナント運営事業者募集関係書類在中」と朱書きの上、配達までの送達過程の記録が確認できるよう簡易書留等にて郵送してください。

(3) 提出先

「15. 書類提出および問い合わせ先」とおり

(4) 参加の辞退

参加申込書提出後に、辞退する場合は辞退届【様式5】を速やかに提出してください。

## 9. 選定審査会（プレゼンテーションおよびヒアリング審査）の実施

(1) 日時および場所

提案事業者に対し、別途通知します。

(2) 実施方法

有識者等の審査員による選定審査会を設置し、評価します。

① 説明者は4名以内とします

② プrezentationは提出した事業計画書に基づき、15分以内とします

③ プrezentationにおいて、別途パワーポイント等を用いる場合は、坂井市の用意するプロジェクター（接続：HDMIケーブル）を使用できます。その際は、ノートパソコン等を持参してください

④ プrezentationに係るヒアリングは10分程度とします

⑤ プrezentationおよびヒアリングは非公開にて実施します

## 10. 選定方法

(1) 審査項目と配点

選定審査会は、プレゼンテーションおよびヒアリングに基づき、次の項目について総合的に審査し、評価します。

審査項目	審査内容	配点
事業に対する理解度	事業の基本方針、経営理念	20
	賑わい創出への意欲	20
	地域貢献や関係団体との連携	10
事業の持続可能性	事業計画の内容、実現可能性	20
	事業を実施できる経験および資金力の有無	10
	収支計画	10
	事業実施体制	10
合計		100

## （2）審査および採点時に重要視するポイント

### ① 飲食テナント

- ・地元食材を活用したオリジナルメニューの有無
- ・具体的なメニュー構成（ランチ、スイーツ、ドリンク、テイクアウト等）
- ・通常営業のほか、周辺のイベント時に連動した企画や単独イベントが実施可能かどうか

### ② 物販テナント

- ・坂井市や地元産品の取り扱い
- ・商品展開の幅広さ、更新頻度
- ・地元企業との連携・協力体制

## （3）運営候補者の選定

選定審査会の終了後、各審査員が採点を行い、評価点の合計が最も高い事業者を運営候補者として選定します。

## （4）選定結果の通知

選定の結果は提案事業者あてに郵送で通知するとともに、市ホームページで公表します。通知および公表内容は、運営候補者の名称および評価点合計とします。

## （5）留意事項

参加申込書の提出が1者である場合は、全審査員の評価点の平均が60点以上で合格とします。平均が60点未満の場合、または参加申込書の提出がない場合は、再度公告して募集します。その際、必要に応じて参加資格の変更または履行期間の変更等を行うことがあります。

## 11. 契約の締結

### （1）賃貸借契約の締結

施設の供用開始日において、運営事業者として坂井市または施設管理者と建物賃貸借契約を締結します。運営にかかる準備期間中の使用料（家賃）は免除します。

### （2）留意事項

運営候補者が正当な理由なく賃貸借契約を締結しない場合または協議が整わなかった場合は、審査会における次点の事業者と協議します。

## 12. 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は失格とします。

- （1）提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- （2）本募集要項に定める提出書類の作成および条件等を逸脱した提案であった場合
- （3）指定する審査会の集合時間に遅刻した場合
- （4）審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- （5）審査員に対し、選定に係る接触の事実が認められた場合

## 13. その他の留意事項

- （1）提出書類の作成や選定審査会に係る一切の経費については、事業者の負担とします
- （2）全て提出書類は返却しません

- (3) 提出書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります
- (4) 本件募集により知り得た情報は、他者に漏らしてはなりません
- (5) 本募集要項に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその関係法令ならびに個人情報の保護に関する法律、坂井市財務規則およびその他の坂井市が制定する関係条例、規則等に従うものとします

#### **14. 書類提出および問い合わせ先**

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1  
坂井市産業政策部 観光交流課 観光拠点整備推進室  
電話：0776-50-3155（直通） ファクス：0776-68-0440  
メール：[kankou@city.fukui-sakai.lg.jp](mailto:kankou@city.fukui-sakai.lg.jp)